

・ 社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

離婚

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！		市民課 西館 1 階 緑の 1 番窓口 TEL:37-610	
	前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方	世帯分離届				
	姓（氏）が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			
	姓（氏）が変わる方で旧姓（旧氏）の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	離婚後も婚姻中の姓（氏）を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 （戸籍法 77 条の 2 の届）	※受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			

保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい保険証の交付	変更前の国民健康保険証		国保年金課 西館 1 階 緑の 2 番窓口 TEL:37-6101	
	→70 歳から 74 歳までの方	新しい保険証の交付	変更前の国民健康保険証			
	姓が変わる方で、75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付 （後日郵送）	変更前の後期高齢者医療保険証			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
		国民年金の加入 （20 歳から 60 歳未満） ※資格喪失日より 14 日以内				
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			

こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0 歳～高校生年代）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者のマイナンバーが確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください		社会福祉課 西館 1 階 オレンジの 5 番窓口 TEL:37-6107	
	子どもの医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～中学生）	子どもの医療費助成の受給者証の変更	・子どもの医療費受給者証 ・健康保険証（子）			
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入級申請	・勤務証明書など		教育総務課 東館 2 階 オレンジの 9 番窓口 TEL:37-6130	
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校事務室から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校事務室へ提出してください			
	保育園等に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		保育幼稚園課 西館 1 階 オレンジの 6 番窓口 TEL:37-6109	
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など				
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
	姓が変わる方で重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者証の氏名・保険の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ・通帳			

高 齢 障がい	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	手続不要 （保険証は佐賀中部広域連合から後日郵送）			高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳			
	姓が変わる方で重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者証の氏名・保険の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ・通帳			

税・料金	上水道の使用者名義が変わる方 小城市・三日月町久米の一部（甘木、本告、久米）	水道異動届（使用者変更）の申請	本人確認書類	小城市水道課 (ゆめぷらっと小城1階) TEL:73-8804
	上水道の使用者名義が変わる方 三日月町（甘木、本告、久米以外）、牛津町、芦刈町	※佐賀西部広域水道企業団に お問い合わせください。	ホームページ2次元コード 	佐賀西部広域水道企業団（料金課） TEL：68-2225
	下水道の使用者名義が変わる方	使用者名義変更の申込み	「下水道使用者変更届書」を郵 送・メール・FAX・下水道課窓口 にてご提出ください。 FAX：37-6174 Mail: gesuidou@city.ogi.lg.jp	下水道課 東館2階 青の[7]番窓口 TEL：37-6122
	税の口座を変更する方	※金融機関・郵便局でご相談ください		税務課 西館1階 青の[8]番窓口 TEL:37-6103
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください	定住推進課 東館1階 青の[4]番窓口 TEL:37-6150
		市営住宅の入居・同居の相談		
	飼い犬の所有者・住所を変更する方	飼い犬の所有者の変更、住所変更の手続き (市外に犬が転出する場合は、転出先の自治 体でも手続きが必要)		環境課 西館1階 緑の[3]番窓口 TEL:37-6102

小城市ホームページ <http://www.city.ogi.lg.jp/>



〒845-851 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日） 8時30分から17時15分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く

手続きチェックシート

離婚される方へ

忘れずにお持ちください

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。